

令和4年度第1回
双葉町都市計画審議会

議案書

令和4年4月13日

議案第 1 号

双葉都市計画公園の変更について

双葉都市計画公園について、別紙のとおり変更する

○ 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間	令和 4 年 3 月 2 3 日～令和 4 年 4 月 6 日
意見書の提出	0 件
意見の主旨	—
意見への対応	—

双葉都市計画公園の変更（双葉町決定）

都市計画公園中 2・2・1号中央公園を廃止する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区	2・2・1	中央公園	双葉町大字新山字東館地内	—	全部廃止

「区域は計画図表示のとおり」

理由

双葉町都市計画公園 2・2・1号 中央公園は、街区公園として平成2年11月26日に都市計画決定及び供用開始した都市公園である。

本公園はその用地の全部を土地所有者との賃貸借契約を締結し設置したもので、長年、地域住民の健康で文化的な都市生活および都市活動を実現する都市公園としての役割を担ってきた。

しかしながら、土地所有者から都市公園の全部の区域について、公園管理者である町と土地所有者の間の賃貸借契約を終了したい旨の申し出があり、これに伴い町の権原が消滅することから、都市公園法第16条第3項の規定により、都市公園である中央公園について全部を廃止するため、都市計画を変更しようとするものである。

新旧对照表

変更前

変更後

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区	2・2・1	中央公園	双葉町大字新山字東館地内	<u>0.48ha</u> —	全部廃止

都市計画の変更に係る土地の区域

1 都市計画から除外される土地の区域

福島県双葉町のうち

双葉町大字新山字東館地内の一部の区域

都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備考
平成2年11月26日	都市計画公園 当初決定	双葉町	双葉町告示第25号